

令和 3 年 1 月 22 日
不動産・建設経済局参事官

賃貸住宅管理業登録制度に関する主な論点の最終とりまとめ ～賃貸住宅管理業法の施行に向けた検討会の開催～

「第4回賃貸住宅管理業法の施行に向けた検討会」を1月26日(火)に開催し、「賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律(令和2年6月公布)」(賃貸住宅管理業登録制度)の本年6月中旬の施行に向けて、「賃貸住宅管理登録制度に関する主な論点」の最終とりまとめに向けた議論を行います。

「賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律」については、昨年12月にサブリース規制措置部分がまず先行的に施行されたところですが、本法律のうち、賃貸住宅管理業登録制度に関する運用制度設計に関し、①賃貸住宅管理業者として遵守すべき義務の内容や国土交通大臣登録を受けるために必要な要件②登録を受ける事業者の事務所等ごとに必置となる「業務管理者」の資格要件 等についてご議論いただいております。

今般、第4回の検討会を開催し、賃貸住宅管理登録制度に関する主な論点の最終とりまとめに向けた議論を行います。

【第4回検討会について】

1. 日 時：令和3年1月26日(火) 15:00～16:00(予定)
2. 会議形式：WEB会議
事務局：フクラシア東京ステーション会議室G
3. 議 題：賃貸住宅管理業に関する主な論点のとりまとめ
今後のスケジュールについて
4. その他：

※会議は非公開としますが、会議の冒頭(青木局長挨拶を予定)カメラ撮りが可能です(会場：フクラシア東京ステーション会議室G(東京都千代田区大手町2-6-1朝日生命大手町ビル6階))。撮影をご希望の報道関係者は1月25日(月)17:00までに別紙の取材申込書にてお申し込みください。

※今般の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、カメラ撮りへの参加は各社1名までとさせていただきます。また、消毒液による手洗いやマスクの着用を含む咳エチケットの徹底等、感染症予防対策へのご協力をお願いいたします。なお、風邪のような症状等がある場合には、参加を控えていただきますよう、併せてお願い申し上げます。

※資料及び議事概要については検討会終了後HPにて掲載予定。

※当検討会のこれまでの経緯等については以下HPに掲載されていますので参照ください。

(【国交省 サブリース】で検索⇒ https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo16_hh_000001_00004.html)

【問い合わせ先】

国土交通省 不動産・建設経済局 参事官付

課長補佐 石原(内線25131) 係長 久保田(内線25133)

(電話)03-5253-8111【代表】03-5253-8288【直通】

(ファックス)03-5253-1557

「賃貸住宅管理業法の施行に向けた検討会」委員名簿

【委員】

太田 秀也	麗澤大学経済学部 教授
熊谷 則一	涼風法律事務所 弁護士
齊藤 広子	横浜市立大学国際教養学部 教授
佐々木 正勝	一般社団法人全国賃貸不動産管理業協会 会長
末永 照雄	公益財団法人日本賃貸住宅管理協会 直前会長
土田 あつ子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・ 相談員協会 NACS消費生活研究所 主任研究員
中城 康彦	明海大学不動産学部 学部長
三好 修	公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会 会長
山田 達也	公益社団法人全日本不動産協会 常務理事

(敬称略、五十音順)

【事務局】

国土交通省	不動産・建設経済局 参事官付
国土交通省	関東地方整備局 建政部

取材申込書

取材（カメラ撮り）を希望される方は、事前にご登録をお願いします。

FAX 送信期限：令和3年1月25日（月）17：00まで

FAX 送付先：不動産・建設経済局 参事官付 石原あて

FAX 番号：03-5253-1557

※取材にあたっての留意事項について

- 1) 新型コロナウイルスの状況を踏まえ、取材参加は各社1名までとさせていただきます。
- 2) 取材中は自社腕章を必ず着用願います。またマスク着用等の感染予防対策にご協力願います。
- 3) 取材に際しては、担当者の指示に従ってください。

◆報道機関名
◆取材者
お名前 _____
◆連絡先
Tel : _____
E-mail : _____